

# ④追加返還請求の弁明書

(機関紙10月号掲載済み)  
(弁明書から「弁明の内容」を以下にそのまま報告します)

これまで、さいたま市と従業者の資格のことに話し合いをし、その合意に基づいて居宅介護等の事業を行ってきました。そのこれまでの話し合いの経緯をまとめた書面を資料として提出します。

この資料は、7/10の指定取り消しに対する聴聞の際に読み上げたものです。今回の不利益処分となる要因が、指定取り消しと同様に従業者の資格に関することになり、ますので、文章等を変更せず弁明の資料とします。

今回の不正請求とされる要因となっている従業者の資格については、資料の内容①の通り、2006年9月28日のさいたま市との話し合いの中で、市から「これまでと同様、市の裁量でみなし資格でできるようなにする」と提案があり、合意し、以降、みなし資格ということによってやってきました。

また、「同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して支援を行ったとしている指定重度訪問介護について、(中略)又は1人の利用者に対して1人の重度訪問介護従業者若しくは重度訪問介護従業者以外の者が行った指定重度訪問介護であるにもかかわらず、2人の重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護として所定単位数を算定し、(中略)不正に請求、受領した。」ということについては、資料の内容②でその経緯を書いている

通り、市から利用者の支給量の変更、つまり従業者2人分の請求をするという提案があり、合意し、以降、その形で請求を行ってきました。

先の指定取り消し及び返還請求に対して不服申し立てを行い、その審査請求書の「審査請求の理由」で下記の通り記しています。

「しかしながら、指導、勧告も出さないうままいきなり指定取り消しという処分は、急すぎるのではないかと。」

また、「同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して支援を行ったとしている介護給付費の不正請求については、名宛て人の主張を裏付ける根拠等は聴聞会において示されなかった。」とある。客観的証拠は提出できなかったが、他者からの証言等があり、聴聞会で伝えた。市は上記の状況を黙認していたとこちらは認識している。逆にこのことを知らなかったとする証拠を、市は出していただきた。我々がその情報を得た状況を伝えたはずだが、この監査中にそこへ聞き取りをしに行っていない(本人に確認済み)。市にとって都合の悪い情報はなかったことにしようとしているように感じる。また当時、市のひとりの職員の独断でそれを決めただけではなかったはずなので、当該職員は亡くなっているが、当時の上司等同時の状況を聴取して確認することは可能なはずだが、それはしたのか? みなし資格のまま介助料請求をしていたのは、「みなし資格ではもう介助料を出せない」と現在まで

言われていないからであり、その状況を市も黙認していたとこちらは認識しており、こちらだけで不正をしたとは思っていない。

本件処分は、ひとつめに信義則に反する。市が違反とすることについて、市も知っているものとしてこちらがこれまでもおこなってきた。ふたつめに、権利乱用にあたる。違反をしていた事実があったとはいえず、監査があるまで指導も勧告もなく、また監査での調査の仕方でもずさんに見える。」

不正請求とされる要因となっていないみなし資格について、監査や行政処分の決定に至るまでの話の中で、みなし資格について「いつ終わったのか」等の確認を求めたにもかかわらず、市は充分な答えをせず、指定取り消しと返還請求という行政処分を決定しました。

みなし資格を市の裁量でやると市が約束したわけですから、みなし資格の申請が終わるならこちらに伝えるべきだし、合わせて今後どうしていくか、双方での話し場を設けるべきではなかったのではないのでしょうか。

市が、これまでの話し合いで合意したことをなかったこととし行政処分を行ったことは、信義則に反し、そしてまた、みなし資格に関わることや利用者の支給量の変更及びそれに関わる請求について指導も勧告もせず、いきなり行政処分というのは、職権乱用にあたると思います。

この処分の要因とされるみなし資格について、以下の根拠を示してください。

(1)みなし資格を定めた市の要綱を出してください。  
(2)みなし資格の申請を2006

年10月、2007年4月、2008年3月に行ったデータがあります。この時の事務担当者が2008年に急逝したため詳細はわからないのですが、2009年以降、なぜみなし資格の申請を止めたのか。

みなし資格は2006年に市と合意したものであるため、申請をこちらが勝手に止めたものとは考え難く、申請を止めるにあたって市とどういった話があったのかを教えてください。

(3)その上で、市で引き継ぎがなされているのであれば、もしこちらがみなし資格の申請を怠っていたら無資格で従事していることを市は容易に考えることができる中で、なぜ資格について指導若しくは勧告を行わなかったのか、その理由を教えてください。

(4)あるいは、みなし資格の申請が終わっていたとするならば、いつ終わったのか、その根拠を示してください。

(5)みなし資格の申請が終わっていたとするならば、申請が終わることについて市から話はありませんでした。みなし資格を市の裁量で行うと市が提案し、そして合意したものであるわけですから、みなし資格の内容を変更する、あるいは止める場合は市から話があるべきです。

みなし資格の申請が終わっていたとするならば、なぜ申請が終わりになる前にこちらに伝えることをしなかったのか。そしてまた、なぜこれからのことについて双方での話し合いを行わなかったのか、その理由を教えてください。

弁明とは関係ありませんが、以下、依頼です。

今回の処分に至る市とのやりとりの中で、みなし資格は今でも有効

とのことですので、その資格証明書紛失した人に対して資格証明書を再発行してください。※資格証明書を紛失して居宅介護等に從事できない人がいます。(介助派遣システム)